

# IASB会議報告(第130~135回会議)

国際会計基準審議会理事 山田 辰己

※ IASB:国際会計基準審議会



IASB本部ビル(ロンドン)

IASB (国際会計基準審議会)の臨時会議及び通常会議が、下記のとおり開催された。

第130回臨時会議:2010年11月10日 から12日の3日間(FASBとの合 同会議:ロンドンのIASB本部で 開催)

第131回通常会議:2010年11月16日 から18日の3日間(このうち、17 日と18日は米国財務会計基準審議 会(FASB)との合同会議:米国 コネチカット州ノーウォークの FASB本部で開催)

第132回臨時会議:2010年12月1日 (ロンドンのIASB本部で開催)

**第133回臨時会議**:2010年12月3日 (ロンドンのIASB本部で開催)

第134回臨時会議:2010年12月8日 (FASBとの合同会議:ロンドンの IASB本部で開催)

第135回通常会議:2010年12月13日

から17日の5日間(このうち、14 日から16日はFASBとの合同会議: ロンドンのIASB本部で開催)

第130回会議は、IASBとFASBの 合同会議で、金融商品(償却原価及 び減損)に関する議論が行われた。

第131回会議のIASBのみの会議で は、①金融商品(ヘッジ会計)、② 退職後給付、③負債(IAS第37号 (引当金、偶発負債及び偶発資産) の改訂)、④IFRS第1号(初度適用) の見直し(固定適用日の廃止)、⑤ 国際財務報告基準解釈指針委員会 (IFRS Interpretations Committee) の活動状況報告及び⑥今後の作業計 画が議論された。一方、FASBとの 合同会議では、⑦金融商品(償却原 価及び減損)、⑧金融資産と金融負 債の相殺 (マスター・ネッティング 契約)、⑨包括利益計算書の改訂 (1計算書方式への統一)、⑩概念フ レームワーク (報告企業)、⑪排出 枠取引スキーム、⑫公正価値測定及 び③収益認識が議論された。教育セッ ションでは、金融商品の減損の認識 に関連して、米国通貨監督庁(Office of Comptroller of the Currency) の関係者から、貸出金のポートフォ リオの減損発生時期に関するデータ

及びその他の貸出金のパフォーマンスの統計に関する説明が行われた。 IASB会議には理事15名が参加した。 FASBとの合同会議には、FASBのボードメンバー5名が参加した。ここでは、①から③及び⑦から⑪の議論の内容を紹介する。

第132回会議は、IASBのみの会議で、金融商品(償却原価及び減損)が議論された。

第133回会議は、IASBのみの会議 で、法人所得税(IAS第12号の部分 改訂)が議論された。

第134回会議は、IASBとFASBの 合同会議で、金融商品(償却原価及 び減損)が議論された。

第135回のIASBのみの会議では、 ①金融商品(償却原価及び減損)、 ②退職後給付、③連結、④公正価値 測定、⑤IFRS第1号(初度適用) の見直し(超インフレ)及び⑥国際 財務報告基準諮問会議(IFRS advisory Council)の活動状況報告が議 論された。一方、FASBとの合同会 議では、⑦金融商品(償却原価及び 減損)、⑧金融資産と金融負債の相 殺(マスター・ネッティング契約)、 ⑨公正価値測定及び⑩収益認識が議 論された。教育セッションとして、 IASBが現在先行している金融商品 (ヘッジ会計) 及び保険会計が取り 上げられ、FASBに対して、IASBで

の議論の状況の説明が行われた。 IASB会議には理事15名が参加した。 FASBとの合同会議には、FASBのボー

ドメンバー5名が参加した。ここで は、①から③及び⑦から⑧の議論の 内容を紹介する。

# 第130回臨時会議(2010年11月10日から12日まで)

今回は、IASBとFASBの日程が詰 まっていることから、各日2時間程 度の会議を3日間にわたって行った。 また、2010年11月12日は、IASBの

保険プロジェクトのワーキンググルー プ会合と重なったため、一部の IASBボードメンバーは、臨時会議 に出席しなかった。

### IASBとFASBの合同会議

# 金融商品(償却原価及び 減損)

今回は、①予想損失の見積りに際 して用いる情報の持つべき特性及び ②予想損失の認識のタイミングの 2 点について議論が行われた。

# (1) 予想損失の見積りに用いる情報 の特性

予想損失の見積りに関する情報が 有するべき特性に関して、①見積期 間は、貸出金の全存続期間とするか、 それより短い期間とするか、及び② 予想損失の見積りに用いる情報は、 予想時点で存在している条件のみを 用いるべきか、それとも、条件に関 する将来の予想を含むべきかの 2 点 が議論された。

#### ① 予想損失の見積期間

予想損失を見積もるための見積期 間は、貸出金の全存続期間とするか、 それより短い期間とするかが議論さ れた。全存続期間を対象とする場合 には、貸出時に用いた条件と同じ情 報を用いて見積りができ、また、企 業のリスク管理方法と首尾一貫した 見積りが可能となるという利点があ る。一方、全存続期間より短い期間

を対象として予想損失を見積もる場 合には、実務上の対応がよりやりや すくなり、また、短期間を超える見 積りを行うと、不正確又はより主観 的な見積りしかできなくなる可能性 があるので、これを避けることがで きるという利点がある。

議論の結果、IASB及びFASBの双 方とも、貸出金の全存続期間を対象 として予想損失を見積もることを求 めることに暫定的に合意した。

### ② 見積りに用いる条件

予想損失を見積もる場合に、 FASBの金融商品に関する公開草案 では、将来の条件を考慮することは 禁止されているが、IASBの公開草 案では、将来の条件を考慮すること を求めている。両者の取扱いの統一 化を図るため、①予想損失を見積も る際には、予想時点で存在している 条件が残りの期間にも継続するとい う仮定を用いて見積りを行うべきか、 それとも、②過去のデータ、現在の 条件及び将来の経済的条件の信頼の ある予想を用いて予想時点での見積 りを行うべきかが議論された。

議論の結果、IASB及びFASBの双 方とも、予想損失を見積もる際には、 過去のデータ、現在の条件及び将来 の経済的条件の信頼のある予想を用 いて予想時点での見積りを行うべき ことに暫定的に合意した。

### (2) 予想損失の認識のタイミング

オープン・ポートフォリオにおけ る減損計算では、①新規にポートフォ リオに加わった資産に対する予想損 失の見積りと②従来から存続してい る資産の予想損失の見積りの変更を 区別する計算方法を採用しない限り、 当初の予想損失の見積りがその後変 更された場合に、「完全キャッチ・ アップ・アプローチ (full catch-up approach)」を採用することができ ない。そのため、IASBでは、「期間 比例アプローチ (time-proportionate approach)」(従前は、「部分キャッチ・ アップ・アプローチ (partial catchup approach)」と呼ばれていた)を 適用することを支持している。この アプローチの下では、各期末に存在 する資産のみを対象として、それら に対して予想損失を見積もる。すな わち、オープン・ポートフォリオの 期末時点で予測される存続期間全体 を決定し、さらに、そのうちの当該 期末までの経過年数(加重平均経過 年数)を決定する。その上で、期末 に見積もられる予想損失を、あたか も過去から適用してきたかのように 計算し、過去の経過年数に配分され る予想損失額を計算する。例えば、 全存続期間が5年と予想され、過去 の経過年数が3年と予想される場合

には、当期末に見込まれる予想損失 のうち、5分の3が当期末までに認 識されることになる。

このように、このアプローチは、 時の経過に比例して減損が発生する 場合には、適切な方法といえるが、 貸出後の早い時期に減損が生じる場 合には、減損の認識が遅れる場合が あり得る方法である。

一方、FASBは、貸出時に予想される減損の全額を、その貸出を行った期において認識する方法を選好しており、そのため、予想損失のうち、当期末までに認識されなかった部分が将来に配分される期間比例アプローチでは、減損の認識が過小となることを懸念している。

この両者の意見の対立を解消する ための議論が行われ、次に示す7つ のモデルが提示され、その概要に関 する議論が行われたが、合意に至った事項はない。

- (a) 代替案 1:貸付金の全存続期間 に予想される減損の即時認識。
- (b) 代替案 2:将来の短い期間(全存続期間ではない)に発生が予想される減損の即時認識。
- (c) 代替案 3:将来の短い期間に発生が予想される減損の当該短期間にわたる認識。
- (d) 代替案 4:貸付金の全存続期間 に予想される減損の期間比例アプローチによる認識 (ただし、ポートフォリオをグッド・ブックとバッド・ブックに分け、後者については、予想損失をその発生した期に 全額認識)。
- (e) 代替案5:代替案4と同じ全存 続期間予想損失を用いるが、ポー トフォリオに属する貸出金の一部

- を概念的にサブ・ポートフォリオ として分離し、その部分について は、予想損失の認識期間を期間比 例アプローチよりも短くすること によって、予想損失の早期認識を 行う。
- (f) 代替案 6:(グッド・ブック及びバッド・ブックに加えて)ミドル・ブック区分を設け、予想損失の早期認識を図る。ミドル・ブック区分で早期に認識される予想損失は、全存続期間又は短期間の予想損失のいずれかとなる。また、ミドル・ブック区分は、いろいろな形で定義できる(詳細は、この代替案が支持された場合に、将来、検討する)。
- (g) 代替案7:クーパー理事提案の 代替案(概要説明は省略)。

# 第131回会議(2010年11月16日から18日まで)

### IASB会議

# 金融商品(ヘッジ会計)

今回は、金利リスクに関するポートフォリオ・ヘッジ会計(通称「マクロ・ヘッジ」)に関する議論が行われた。具体的には、①銀行の金利リスク管理戦略、②リスク管理目的と整合するヘッジ会計、③現行IAS第39号(金融商品:認識及び測定)におけるマクロ・ヘッジ会計の下で生じるヘッジの非有効性及びヘッジの非有効性の判定に関する代替的アプローチ(ボトム・レイヤー・アプローチ)の3つについて議論が行われた。

なお、マクロ・ヘッジに関しては、 担当スタッフが交代となるため、今 回の議論を受けたスタッフによる検 討は遅れる予定である。したがって、 マクロ・ヘッジ部分が2011年6月ま でに完成することは困難な情勢となっ ている。IASBでは、交代スタッフ の到着を待って、2011年第1四半期 にもマクロ・ヘッジの議論を再開す る予定である。

また、マクロ・ヘッジを除く一般 的なヘッジ会計に関する議論は終了 したので、これに関するヘッジ会計 の見直しの公開草案が2010年12月に 公表された。

(1) 銀行の金利リスク管理戦略

今回の議論では、スタッフから、マクロ・ヘッジを行う銀行の経済的目的(economic objectives)及びリスク管理戦略に関して、次のような分析が示された。この分析が、マクロ・ヘッジに関する議論の根底となる。

- (a) 金利リスクをヘッジする際の銀行の主要な目的は、ある与件となる期間(例えば、5年から7年)にわたって、ネット金利マージン(貸出金利と調達金利の差額)を安定させることである。
- (b) 銀行は、通常、金利エクスポージャーをアンダー・ヘッジの状態にする。
- (c) 金利リスクをヘッジする銀行は、 固定金利建て及び変動金利建ての 資産及び負債をまとめて管理して

おり、財政状態計算書の片側(例 えば、資産又は負債)の1つのリ スク(例えば、固定又は変動)の みに焦点を当ててはいない。

(d) キャッシュ・フローの変動性を 低減させることのみならず、金利 変動による公正価値の変動性をも 低減させることによって、財政状 態計算書の借方及び貸方の金利キャッ シュ・フローをマッチングさせる。 しかし、リスク管理目的は、金利 変動による期限前償還項目の公正 価値の変動をすべて相殺すること ではない。目的は、ネット金利マー ジンの安定化である。

# (2) リスク管理目的と整合するヘッ ジ会計

現行IAS第39号の下では、公正価 値ヘッジ及びキャッシュ・フロー・ ヘッジという2つの代替案が、銀行 のポートフォリオ・ヘッジに適用可 能である。今回、スタッフから、上 述のリスク管理目的に照らして、こ の 2 つのヘッジ手法がマクロ・ポー トフォリオ・ヘッジに適用可能かど うかに関する分析が示された。

分析では、公正価値ヘッジを採用 すると、包括利益計算書上及び財政 状態計算書上において、損益及び資 産及び負債のマッチングが達成でき るため、2つの手法のうち、公正価 値ヘッジが選好される可能性が高い としている。そして、ポートフォリ オベースで金利リスクをヘッジして いる銀行にとって、次の条件が満た されるのなら、公正価値ヘッジ会計 は、ヘッジ関係を取り扱うのに適切 な解決方法といえるとしている。

- (a) 会計上認識されるヘッジの非有 効部分が、リスク管理で識別され る非有効部分と整合的である場合。
- (b) リスク管理目的でヘッジ対象と

ヘッジ手段と考えられているもの が、ヘッジ会計の観点からもヘッ ジとして適格である場合。

(c) モデルの適用が、実務的に可能 な場合。

しかし、上記(1)で示したポートフォ リオの持つ複雑性(例えば、ネット 金利マージンの安定化を図ることが リスク管理の目的であり、また、通 常、金利エクスポージャーをアンダー・ ヘッジの状態にするなど)のために、 このような条件を満たすことは難し く、実務的には、公正価値ヘッジモ デルをポートフォリオに適用するこ とはできないと分析している。その 中で、最も問題と考えられるのが、 比例アプローチに起因するヘッジの 非有効性であり、これについては、 次でその概要を示すこととする。

# (3) IAS第39号のヘッジ会計の下で 生じる非有効性とボトム・レイヤー・ アプローチ

IAS第39号の下でのポートフォリ オの公正価値ヘッジでは、ヘッジ会 計が求める要件と銀行のリスク管理 戦略との間に相違が生じ、これに起 因するヘッジの非有効性の判断が、 必ずしも銀行のリスク管理戦略と整 合的でない場合が生じている。

例えば、ヘッジ対象に期限前償還 オプションが付されている場合、公 正価値ヘッジの下では、ヘッジ対象 の公正価値測定に当たって、期限前 償還オプションに対応する公正価値 を除くことは認められていない。し かし、銀行のリスク管理戦略では、 期限前償還オプションに起因する公 正価値の変動をヘッジしようとして いないことが多く、これに起因する ミスマッチは、会計上、ヘッジの非 有効性として報告されている。

IAS第39号の下では、ヘッジ対象

となる金融商品の全体をヘッジ対象 とする場合のほか、その一部分(比 例パーセンテージ)を部分ヘッジと して指定することができる(比例ア  $\mathcal{I} \cup \mathcal{I} = \mathcal{I} = \mathcal{I} \cup \mathcal{I} \cup$ 今回議論された最も重要な点は、こ の部分ヘッジという手法が、必ずし もリスク管理戦略と整合的ではない という点である。これを解決するた め、スタッフからは、ボトム・レイ ヤー・アプローチ (bottom layer approach) が提案された。ボトム・レ イヤー・アプローチでは、指定され た金融商品の全体金額のうち、まず 最初に、ヘッジ対象部分が指定され ることになる。言い換えると、最下 層の部分がヘッジ対象部分としてま ず指定されることになる。

例えば、金融商品Xのt0での公 正価値が100であったとし、そのう ち、20(20%)をヘッジ対象として 指定したとする。その後、t1になっ て、金融商品Xの公正価値が90に下 落した場合、比例アプローチでは、  $2 (=20-20\times90/100)$  がヘッジの 非有効性部分とされる。しかし、ボ トム・レイヤー・アプローチでは、 金融商品Xの公正価値が90あり、20 を超えているので、非有効となる部 分はないと判定され、ヘッジの非有 効性部分は、0となる。したがって、 公正価値の10の減少は、ヘッジの非 有効性には影響しないこととなる。

比例ヘッジの考え方は、ポートフォ リオを、それを構成する個別のヘッ ジ対象の集合体と考え、個別のヘッ ジ対象に生じた非有効性を、そのま まポートフォリオでの計算にも反映 させようという考え方が基礎となっ ている。一方、ボトム・レイヤー・ アプローチでは、ポートフォリオ・ レベルでヘッジ会計を適用しようと

しており、ポートフォリオを、それを構成する個別のヘッジ対象の単純な集合体とは考えていない。そのため、どちらの考え方を適用するかで、ヘッジ会計から生じる損益が異なってくる。ボトム・レイヤー・アプローチの考え方が、銀行のリスク管理戦略をより適切に反映しているというのが、スタッフの提案理由である。

議論の結果、マクロ・ヘッジに対してボトム・レイヤー・アプローチを適用することは、銀行のリスク管理方針をより適切に会計処理に反映するものと考えられるので、さらに検討することがスタッフに指示された。

# 2 退職後給付

今回は、2010年10月に引き続き、2010年4月に公表された公開草案(確定給付制度)に対して受領したコメントの分析及びそれらを踏まえた意思決定がなされた。今回検討されたのは、①表示、②開示及び③分類の3つであった。

### ① 表 示

議論の結果、次の点が暫定的に合 意又は改めて確認された。

- (a) 制度資産の公正価値及び確定給付債務の変動のすべてを、勤務費用、財務費用及び再測定構成要素に分解することについては、2010年10月に暫定合意されているが、今回、このうち、勤務費用及び財務費用を当期純利益で表示するという公開草案での提案が改めて確認された。
- (b) また、勤務費用及び財務費用を 当期純利益の中のどこで表示する か (例えば、財務費用を支払利息 に含めて表示する) については、

特定しないことが暫定的に合意さ れた。

- (c) 再測定構成要素の表示については、公開草案では、その他包括利益(OCI)で表示することを提案していたが、今回、これを変更し、当期純利益又はOCIのいずれかで表示することを認めること(選択肢の導入)が暫定的に合意された。
- (d) 再測定構成要素を、その後に OCIから当期純利益へ振り替える こと (リサイクリング) を禁止することが確認された。
- (e) 企業がOCIとして認識している 累積額を資本内部で振り替えることを要求はしないが、許容することが暫定的に合意された。公開草案では、OCIの変動は未処分利益剰余金に含めることとされていたが、今回、これを取り下げ、OCIの累積額をどこで認識するかに関しては特定しないこととされた。このため、例えば、独立表示されているOCI累積額から未処分利益剰余金に振り替えることができることになる。
- (f) 他のIFRSが資産の原価に含めることを要求又は許容する場合を除き、制度資産の公正価値及び確定給付債務の変動のすべてを、勤務費用、財務費用及び再測定構成要素に分解するという公開草案の提案が改めて確認された。

#### ② 開 示

公開草案では、開示目的として、 企業に次の情報開示を求めている。

- 企業の確定給付制度の特徴を説明する。
- ・ 企業の確定給付制度から生じた 財務諸表上の金額を識別し、説明 する。
- 確定給付制度が、企業の将来キャッ

シュ・フローの金額、時期及び不 確実性にどのように影響するかを 記述する。

公開草案では、上記の開示目的に 沿って、さらに、次のような開示を 求めている。

- 感応度分析を含むリスクについ ての情報
- 人口統計上の仮定についての開示
- 確定給付制度債務の代替的測定値の開示
- ・ 資産・負債マッチング戦略
- 将来キャッシュ・フローの金額、時期及び不確実性

議論の結果、公開草案での提案に 次のような改訂を加えることが暫定 的に合意された。

- (a) 全体的なリスクに関する過度に 詳細な説明を求めるのではなく、 確定給付制度によって企業がさら されている企業に特有又は通常で はないリスクに関する記述に焦点 を絞ることとする。
- (b) 公開草案で求めている次の開示 提案を削除する。
  - ・ 報告期間の開始時に合理的に 起こり得ると考えられる重要な 数理計算上の仮定ごとの変動の 影響が、どのように現在勤務費 用に影響したかに関する開示。
  - 人口統計的数理計算上の仮定 (demographic actuarial assumption)を決定するために用いられ たプロセスに関する簡単な記述。
  - 将来5年間にわたる拠出が当該期間における現在勤務費用と 大きく異なることとなるかも知れない要因に関する議論の記述。
- (c) 次の開示を追加する。
  - 拠出予定 (funding arrangement) 及び拠出方針 (funding policy) に関する記述。

- 翌年の拠出予定金額。
- ・ 給付債務の満期状況に関する 情報。
- (d) 制度資産を、当該資産のリスク と流動性の特徴を区別するように カテゴリーに分類するという要求 を変更する。すなわち、公開草案 で求めている最低限分類しなけれ ばならないカテゴリー(不動産、 政府負債金融商品など)を指定す ることをやめ、これに代えて、開 示原則を充足するために開示され ることになるであろうカテゴリー を例示することとする。
- (e) 昇給の予測の影響を除外するよ うに調整をした確定給付債務の現 在価値を開示する公開草案の提案 に代えて、確定給付債務の内容を 区分することを求める。そのよう な区分には、権利確定した給付部 分、権利が未確定な給付部分、将 来の昇給部分及び他の条件付負債 などに分解することが考えられる が、これについては、さらに検討す ることが、スタッフに指示された。

### ③ 分類

議論の結果、次の点が暫定的に合 意された。

(a) 公開草案では、そこでの提案に 基づくと両者の会計処理上の相違 がなくなるため、退職後給付とそ の他の長期従業員給付とをまとめ ることが提案されていたが、これ を改め、両者の間の現行の区分を 維持する。これは、その他の長期 従業員給付に関する現行規定で適 用上問題となっている事項がない ことを踏まえると、あえてその他 の長期従業員給付の会計処理を退 職後給付の会計処理に合わせる必 要がないとのコメントでの指摘を 受けた暫定合意である。

- (b) 従業員給付を短期従業員給付と する区分は、当該給付の金額全体 が決済される時期に基づいて行う ことを明確化する。
- (c) 短期従業員給付としての分類は、 当該給付が短期従業員給付の定義 を満たさなくなった時点で見直さ なければならないことを明確化す る。

### 負債(IAS第37号の改訂)

このプロジェクトの公開草案は、 2010年1月に公開され、2010年9月 から受領したコメントの分析と検討 が行われている。今回、①負債の存 在に関する判定規準、②訴訟の場合 の追加ガイダンスの必要性及び③負 **債認識のための蓋然性規準の**3点に ついて議論が行われた。ここでは、 まず、これまでの議論を整理した上 で、上記3点について解説すること とする。

# (1) IAS第37号における負債認識の ための3つの規準

現行IAS第37号では、負債として 認識するために、次の3つの規準を すべて満たすことが求められている。

- (a) 規準1:負債の存在が不確実な 場合には、負債が存在する可能性 が高い(発生しないより発生する 可能性が高い (more likely than not))、すなわち、企業が現在の 債務 (present obligation) を有し ている可能性が高い。
- (b) 規準2:将来の経済的便益の流 出となる可能性が高い(発生しな いより発生する可能性が高い (more likely than not)) (これは、 「蓋然性規準」ともいわれている)、 かつ
- (c) 規準3:負債の金額について信

頼性のある見積りができる。IAS 第37号は、規準3は、極めてまれ な場合を除きすべてのケースで満 たされると想定している。

IASBにおけるこれまでの議論で は、上記規準1及び2に関して、次 のような改訂を行うことが暫定的に 合意されている。

- ① 規準1における「発生しないよ り発生する可能性が高い」という 規準を削除し、負債が存在してい るかどうかの判定に当たっては、 すべての入手可能な証拠を考慮し、 負債が存在しているかどうかの判 断を行うことを求めることに修正 する。
- ② 「流出する可能性が高い」とい う規準2 (蓋然性規準)を削除す る。規準2を削除した結果、もし、 信頼性をもって測定できるのであ れば、(上記①の修正第1規準を 適用して)存在すると判断された あらゆる負債を認識する。

今回、上記①及び②で記述してい るIASBの暫定合意の内容の妥当性 が議論された。

# (2) 負債の存在に関する判定規準 (規準1関連)

負債が存在するかどうかが明確で ない場合に、その存在を判定する基 準として、現行IAS第37号では、上 述の規準1 (負債が存在する可能性 が高い(発生しないより発生する可 能性が高い)) を満たすことを求め ているが、公開草案では、これを削 除し、すべての入手可能な証拠を考 慮し、負債が存在しているかどうか の判断を行うことを求めている。

これは、「負債が存在する可能性 が高い」という「明確な境界線」 (閾値)を示すことによって、同じ 状況にもかかわらず異なる会計処理

を導く可能性をおそれたための決定 であった。

受領したコメントでは、①負債の 存否に関する判断は、閾値がなければ機能しない、②所定の閾値がなければ作成者や監査人が独自の方針を開発しなければならず、これにより、企業ごとにばらつきが生じ、比較可能性を損ない、また、個々の作成者と監査人との間の議論のために、よりコストがかさむことになるといった批判が寄せられた。

議論の結果、公開草案での提案を 削除し、現行IAS第37号の「発生し ないより発生する可能性が高い」と いう閾値を維持することが暫定的に 合意された。

# (3) 訴訟の場合の追加ガイダンス (規準1関連)

企業が受訴している場合に、負債 の存否を判断するために追加ガイダ ンスが必要であるというコメントが 寄せられている。特に、規準2 (蓋 然性規準)を廃止するというIASB の暫定合意の結果、企業が訴訟を受 けた場合には、その帰結がどのよう なものであろうと負債を認識しなけ ればならいと考える人々がいて、こ のような誤解に対応するため、2010 年4月にスタッフ・ペーパー「法的 訴訟から生じる負債の認識(Recognizing Liabilities arising from Lawsu its)」が公表された。この中で、蓋 然性規準(規準2)の廃止は、被告 が直ちに負債を認識しなければなら ないことにはならない点が解説され ている。今回、スタッフからは、追 加ガイダンスと設例を追加すること が提案され、それらの案も提示され た。

議論の結果、法的手続で被告となっている企業は、入手可能な証拠が、

次のいずれかを示す場合には、負債を負っている可能性が高い(more likely than not)という点が暫定的に合意された。

- (a) 事件が裁判所で処理される場合 には、裁判所が企業に不利に判決 する可能性が高い、又は、
- (b) 事件が、和解により解決 (outof-court settlement) される可能性 が高い。

このほか、スタッフから提示され た適用ガイダンス案及び例示案につ いても議論が行われ、スタッフに対 し、関係者からこれらに対するコメ ントを求めることが指示された。

# (4) 負債認識のための蓋然性規準 (規準2関連)

負債の認識に当たって、将来の経 済的便益の流出となる可能性が高く ない(50%以下)場合には、負債と して認識しないというのが現行IAS 第37号の蓋然性規準であるが、その 結果、信頼性をもって測定できるに もかかわらず、将来の経済的便益の 流出の可能性が低いため、負債とし て認識されず、オフバランスとなっ てしまうことが問題とされ、IASB は、この規準を廃止することを2005 年の公開草案で提案している。 IASBは、企業が負債を有していれ ば(すなわち、規準1を満たしてい れば)、そして、信頼性をもって測 定できれば、経済的便益の流出の可

能性の有無にかかわらず、負債として認識すべきと考えている。その後、この暫定合意に対する反対のコメントを受けて改めて議論を行い、2006年及び2007年に、蓋然性規準を廃止するという暫定合意を再確認している。

今回は、規準1において「発生しないより発生する可能性が高い(50%超)」という規準に戻ることに暫定合意したことを受けて、改めて、蓋然性規準を廃止するかどうかについても議論が行われた。

議論の結果、蓋然性規準を廃止することを改めて確認したものの、さらなる関係者との意見交換が必要であるとの判断から、スタッフに対して、この問題に関する論点をまとめた文書を作成し、コメントを求めることが指示された。

### (5) 次のステップ

今回の暫定合意を受けて、これらについて関係者のコメントを求める文書を新たに作成することが暫定的に合意された。そのため、今後のこの問題の検討は、コメントを受領し、その分析を行う関係上、2011年7月以降となる。また、将来、IASBがIAS第37号の改訂に関するすべての事項に関して合意に達した場合には、それらすべてについて改めて意見を求めることが暫定的に合意された。

## IASBとFASBの合同会議

# 1 金融商品(償却原価及び 減損)

今回は、2010年11月の臨時会議に 続き、予想損失の認識のタイミング についての議論が行われた。 議論の結果、既に、第130回会議 (2010年11月10日から12日)報告で 触れた7つの代替案のうち、最終的 に、次に示す3つが今後検討すべき 代替案として絞り込まれたが、今回、 それ以外に合意された事項はない。

### (a) 代替案 2

貸出金の全存続期間の一部である 将来の短い期間に発生が予想される 減損を、即時に認識するというアプ ローチ。オープン・ポートフォリオ の場合、当期に認識すべき予想損失 額は、各期末のポートフォリオの残 高に損失率をかけて計算される。こ れにより、当期に見込まれる予想損 失(及び過去の予想損失の変動)が すべて当期で認識される。

### (b) 代替案 4

貸出金の全存続期間に予想される 損失を用い、グッド・ブックについ ては、期間比例アプローチに基づい て、加重平均存続期間にわたって予 想損失を認識するが、バッド・ブッ クについては、予想損失をその発生 した期に全額認識するアプローチ。

### (c) 代替案 5

代替案4と同じく、全存続期間に 予想される損失を用いるが、ポート フォリオに属する貸出金の一部を概 念的にサブ・ポートフォリオとして 分離し、その部分については、予想 損失の認識期間を期間比例アプロー チよりも短くすることによって予想 損失の早期認識を行うアプローチ。

代替案2は、全存続期間の一部で ある将来の短い期間に発生が予想さ れる損失のみを対象としているので、 第130回(2010年11月)の暫定合意 (全存続期間に予想される損失を用 いる) に反しているといえるが、 FASBは、期間比例アプローチ(全 存続期間の予想損失のうち、当期末 までに経過した期間に比例的に対応 する部分までの損失を認識するとい う方法)では、貸付当初に損失が発 生するようなケースに十分対応でき ないことを懸念しており、予想損失 の認識を遅らせない方法として、代

替案2の考え方も検討すべきだとし ている。また、代替案5は、このよ うなFASBの懸念に対応して、全存 続期間に予想される損失の一部の早 期認識を図ろうとしている。

### 金融資産と金融負債の相殺 |(マスター・ネッティング 契約)

今回は、①金融資産と金融負債の 相殺のモデル、②金融資産及び金融 負債の同時決済(simultaneous settlement) 及び③条件付相殺権の取 扱いの3点について議論が行われた。

### (1) 相殺モデル

金融資産と金融負債の相殺を求め る又は認めるために、どのような条 件を満たすべきかに関して、次の点 が議論された。

- 相殺に関する無条件の権利及び 意図があることが、どのような相 殺モデルにおいても主要なベース となるべきか。
- 相殺権(無条件の相殺権)は、 通常の営業活動時においてのみ強 制されるべきものであるべきか、 又は、通常の営業活動時及び債務 不履行又は倒産の場合の双方にお いて強制されるべきものであるべ きか。
- ・ 相殺は、相殺のための規準を満 たす場合、許容されるべきか、強 制されるべきか。

議論の結果、次の点が暫定的に合 意された。

- (a) 相殺に関する無条件の権利及び 意図があることが、相殺モデルの 主要なベースとなるべきである。
- (b) 無条件の相殺権は、すべての状 況において強制されるものでなけ ればならない。
- (c) 相殺のための規準を満たす場合、 相殺は強制されるべきである。

### (2) 同時決済

ここでは、企業が無条件の相殺権 を持つが、保有する資産を実現させ、 そして、保有する負債を同時に決済 することを意図している場合におい て、そのような資産と負債を相殺す べきかどうかが議論された。

議論の結果、次の点が暫定的に合 意された。

- (a) 企業は、無条件の相殺権を持ち、 かつ、資産と負債を同時に決済す る意図を有している場合には、資 産と負債を相殺しなければならな
- (b) 同時決済とは、資産の実現と負 債の決済が同じときに起こること をいう。したがって、2つの契約 の決済の間に信用リスク又は流動 性リスクが存在しないことが必要 となる。このため、名目の決済時 間が同一でも、時間帯(time zone) が異なる場合には、同時決 済とはみなされない。

### (3) 条件付相殺権

条件付相殺権に基づいて相殺表示 を認めるかどうかに関して議論が行 われた。条件付相殺権をどのように 取り扱うかに関しては、次の3つの 代替案が議論された。

- 代替案1:条件付相殺権であっ てもネッティングを認める。この 代替案では、マスター・ネッティ ング契約(相手方の契約不履行又 は倒産の場合にネッティングがで きるという条件付契約)に基づい て相殺表示することを認めること になる。
- 代替案 2:条件付相殺権があり、 リスク又は重要な条件が同一か、 又は、同一の金融商品である場合 にのみネッティングを認める。
- 代替案3:条件付相殺権ではネッ

ティングを認めない (無条件の相 殺権のある場合のみネッティング を認める)。

議論の結果、IASB及びFASBともに暫定的に代替案3を支持した。これは、米国においては、マスター・ネッティング契約に基づいて、金融資産と金融負債を相殺表示している現行の会計処理の変更を意味する。

## 包括利益計算書の改訂 (1計算書方式への統一)

包括利益計算書(公開草案では、「当期純利益及びその他包括利益計算書(statement of profit or loss and other comprehensive income)」と改称している)を1計算書方式のみとする内容の公開草案(OCI項目の表示)は、2010年5月に公表され、2010年9月30日にコメント期限が到来した。FASBも金融商品会計基準の公開草案と同様な内容の包括利益計算書に対する改訂提案を公表している。

今回、コメントで指摘された次の 論点に関して議論が行われた。

- OCIに関する概念フレームワークの検討が終了するまで本プロジェクトを進めるべきではない。
- 1計算書方式のみではなく、2 計算書方式も引き続き認めるべき である。
- ・ 本改訂基準の発効日を他の検討 中のIFRSと合わせるべきか、合 わせない場合には、いつを発効日 とするか。
- 経過措置を設けるかどうか。
- その他

なお、今回でコメントの検討が 終了したので、IASB及びFASBは、 スタッフに対して、最終基準案の ドラフト作成を開始するよう指示 した。

議論の結果、IASB及びFASBは、 次の点に暫定的に合意した。

- (a) コメントでは、OCI項目として表示すべき要素にはどのようなものがあるのか、また、OCIから当期純利益への再分類はいつ行われるべきかに関する議論を終了するまで、本プロジェクトを進めるべきではないとの指摘があったが、本プロジェクトでは、包括利益計算書上での表示のみを取扱うことから、概念的な検討を待たずに、本プロジェクトを完成させる。
- (b) 当期純利益及びOCIを、単一の一体となった計算書、又は、2つの分離しているが継続している計算書のいずれかで表示することを求める。前者は、1計算書方式を指しており、後者では、最初の計算書は、当期純利益で終了し、第2の計算書は、それに続く形でOCIからスタートする計算書となる形式が考えられる。現行IAS第1号(財務諸表の表示)では、2計算書方式を示しているが、そこでの第2の計算書は、当期純利益が示され、次いで、OCIを示す形式となっている。
- (c) 新基準は、他のIFRSとは関係させずに発効日を決めることとし、 米国会計基準では、2011年12月15日から、IFRSでは、2012年1月1日から適用を開始する。
- (d) 経過措置は設けず、遡及修正を 求める。
- (e) FASBは、組替調整 (reclassification adjustment) を、OCIと当期純利益の段階で表示するという暫定合意を確認した。
- (f) IASBとFASBは、OCIを税引後 で表示して注記で詳細を開示する

方法又は税引前で表示して税額を 括弧書きする方法で表示すること を認めるとともに、当期純利益を 基礎とする現在の1株当たり利益 の表示を維持することを確認した。

(g) IASBは、組替調整を行うOCIと そうではないOCIを、包括利益計 算書上で明示することを確認した。

# 4 概念フレームワーク (報告企業)

今回の会議では、より優先度が高いMOU(覚書)プロジェクトに限られた時間を使うため、本プロジェクトの議論を当面延期することが合意された。このため、本プロジェクトは、当初予定の2011年第1四半期に完成させるのではなく、2011年7月以降に完成させることになる。

# 5 排出枠取引スキーム

今回は、先月に引き続き、キャップ・アンド・トレード・スキームにおける排出枠と負債の当初及びその後の測定に関して議論が行われた。具体的には、①超過排出負債(liability for excess emissions)の認識及び負債の測定、②購入した排出枠(allowance)の当初及びその後の測定並びに③排出枠取引スキームに関連する資産及び負債の財政状態計算書上での表示の3点について議論が行われた。

なお、割当負債(liability for allocation)及び超過排出負債の定義は、次のとおりである。

割当負債:割当排出枠の水準以下に 企業が排出を削減できない場合に、 排出枠を返却する義務。この負債 は、企業がスキーム管理者から貨 幣的対価なしに排出枠を割り当て られた時点で生じる。

超過排出負債:割当負債を超過した 排出に対して、スキーム管理者に 排出枠を提供する義務。

## (1) 超過排出負債の認識及び負債の 測定

ここでは、①超過排出負債をいつ 認識すべきか及び②負債の測定の2 点について議論が行われた。

2010年10月の会議では、スタッフ からは、超過排出負債を、企業によ る実際の排出が割当負債を超過した ときに認識すべきで、超過排出負債 の当初及びその後の測定は、スキー ム管理者に提供されなければならな い排出枠の公正価値とすべきである との提案が示された。この提案では、 超過排出が見込まれる時点で、予想 に基づいて返却される排出枠の量を、 加重平均アプローチを用いて予測し、 当該超過排出量に対する負債がその 時点で全額見積もられることとなる。 しかし、これに対しては、IASB及 びFASBのボードメンバーの反対が 強く、さらなる検討がスタッフに指 示されていた。

### ① 超過排出負債の認識

今回、IASB及びFASBからの指示 を受けて検討した結果が、スタッフ から、スキーム管理者に返却すべき 排出枠の量をどのように決定するか に関する次のような3つの見解とし て示され、議論が行われた。

- (a) 見解1:企業は、スキーム全体 から排出枠を引き渡さねばならな い。そのため、割当排出枠が関連 する遵守期間における全予想排出 量に基づき、負債を当初測定しな ければならない。
- (b) 見解 2:企業は、割当排出枠に 対してのみ返却を義務付けられて いる。そのため、割当負債の上限

は割当排出枠の量となる。さらに、 遵守期間において割当排出量を超 過して排出すると見込まれる場合 には、超過排出負債は、見込まれ ることとなった時点以降、予想超 過排出量に基づいて、遵守期間に わたって排出に伴って認識される。

(c) 見解3:企業は、割当排出枠に 対してのみ返却を義務付けられて いる。そのため、割当負債の上限 は割当排出枠の量となる。超過排 出負債は、実際の排出が割当負債 を超過した時点以降、実際の排出 に基づいて認識される。

議論の結果、IASB及びFASBのボー ドメンバーの意見は、上記(a)に対す る支持は少ないものの、見解 2 及び 3に対しては、ほぼ半々という状況 であった。このため、スタッフに対し、 これら2つの見解に対する関係者の 意見を聴取することが指示された。

# ② 負債の測定(負債に関連して返 却される排出枠の量の見積方法)

2010年10月の会議で、スキーム管 理者から排出枠が割り当てられた場 合、返却される排出枠の量をどのよ うに見積もるかに関して、次の2つ の見積方法(割当負債の測定)が示 され、議論された。

(a) 予想返却アプローチ (expected return approach)

予想に基づいて返却される排出枠 の量の当初見積りを行う方法(加 重平均アプローチを用いて負債が 見積もられる)。割当負債の文脈 では、企業は、割り当てられた排 出枠の量以上の排出枠を見込むこ とはできない。

(b) 認識中止アプローチ (derecognition approach)

割り当てられた排出枠の総数をもっ て返却される排出枠の量の当初見

積りを行う方法。それ以後は、企 業が割り当てられた排出量より排 出を減少させると見込む場合には、 返却されるべき排出枠の量を減少 させることになる。

この2つの方法は、超過排出負債 の測定においても適用できると考え られ、「予想返却アプローチ」は見 解1及び2と、「認識中止アプロー チ」は見解3と整合的と考えられる。

議論の結果、上記2つの方法につ いても、関係者の意見を聴取するこ とがスタッフに指示された。

## (2) 購入した排出枠の当初及びその 後の測定

ここでは、購入した排出枠の当初 及びその後の測定が議論されている が、2010年10月には、割り当てられ た排出枠の当初及びその後の測定が 議論され、当初認識時に公正価値で 測定し、その後の測定も公正価値を 用いることが暫定合意されている。

スタッフからは、次の2つのモデ ルが提示された。

- (a) モデル1: 当初認識時に公正価 値で測定し、その後の測定も公正 価値を用いる。
- (b) モデル2:利用意図によるアプ ローチ。

利用意図により、

- 使用目的で保有する場合には、 当初は公正価値測定するが、そ の後の測定では再測定を行わな
- 売買目的で保有する場合には、 当初認識時に公正価値で測定し、 その後の測定も公正価値を用い る(モデル1と同じ)。

議論の結果、モデル1を用いるこ とが暫定的に合意された。これは、 購入される排出枠と割り当てられる 排出枠との間には差異がないので、

両者には同じ測定モデルが適用されるべきであるとの考えに基づくものである。

### (3) 財政状態計算書上の表示

排出枠取引スキームに関連する資産及び負債を財政状態計算書上でどのように表示するかについて、次の3つの見解がスタッフから示され、議論が行われた。

- (a) **見解1**:排出枠を、関連する負債とネットで表示することは禁止する。
- (b) 見解 2:排出枠と関連する負債 は、相殺規準が原則的には満たさ れるので、相殺する意図がある場

合には、ネット表示を認める。

(c) 見解3:排出枠と関連する負債は、結合表示(linked presentation)の形式を利用して、ネット表示する。結合表示では、財政状態計算書上、資産及び負債がネットで資産又は負債となる側において、資産総額と負債総額がグロスで示されるとともに、資産と負債のネットの金額が表示される。

議論の結果、IASBとFASBは、次 のような異なる暫定合意に達した。

- IASBは、見解1を支持したが、 見解3には反対しない。
- FASBは、見解3を支持した。

なお、FASBは、結合表示をする際に、企業が、資産と負債を相殺する意図を持っていることが必要だとは考えていない。

### (4) 次のステップ

IASB及びFASBは、これまでに到達した暫定合意に関して、アウトリーチを行い関係者の意見を聴取することとし、その結果を、2011年下半期に両者に示すように指示をした。したがって、本プロジェクトが次に合同会議で議論されるのは、2011年下半期以降となる。

# 第132回臨時会議(2010年12月1日)

# IASB会議

# 金融商品(償却原価及び 減損)

今回は、①新たな再公開草案の範囲、②分離アプローチ('decoupled' approach)の下における全存続期間予想損失の配分方法及び③グッド・ブック及びバッド・ブックの判定規準について議論が行われた。今回は、議論が行われただけで、暫定合意に達した事項はない。

#### (1) 再公開草案の範囲

減損に関して再公開をすることを 予定しているが、その目的及び範囲 をどこまでとするかが議論された。

金融資産の減損に関して、現行 IAS第39号の発生損失アプローチに 代えて、予想損失アプローチを提案 する公開草案「金融商品:償却原価 及び減損」は、2009年11月に公表さ れ、これに対するコメントは既に受 領している。

受領したコメント及び金融資産の 減損の専門家から構成される専門家 諮問パネル(EAP)からの提案を受 けて、公開草案とは異なるアプロー チを考えているのは、オープン・ポー トフォリオに関する減損の認識であ る。そこでは、①予想損失を実効金 利に反映するのではなく、減損を管 理している企業のリスク管理システ ムに基づいて減損部分だけを切り離 して認識・測定するデカップリング という考え方、②期間比例アプロー チの採用及び③グッド・ブックとバッ ド・ブックという考え方が検討され ており、IASBは、これらに関して 新たにコメントを求めることが必要 だと考えている。今回、その際に、 短期売掛債権に対する減損の認識及 び測定を範囲に含めるかどうかが議 論された。

議論では、短期売掛債権について は、収益認識の公開草案において、 その当初認識時に減損を収益から控 除するという提案がなされており、 収益認識プロジェクトでの結論を待っ て、本プロジェクトで検討すべきと の考え方から、再公開草案の範囲か ら除外することが妥当ではないかと いう方向性が示された。この方向で 暫定合意されるならば、オープン・ ポートフォリオに含まれる金融資産 に関する問題に限定する再公開草案 を準備することになる。このほか、 オープン・ポートフォリオでの考え 方を、クローズド・ポートフォリオ や単一の金融商品にも適用するかな どの論点に関するIASBの議論の方 向性についても再公開草案に含める ことがスタッフに助言された。

# (2) 分離アプローチにおける全存続期間予想損失の配分方法

オープン・ポートフォリオにおける全存続期間予想損失の認識のタイミングに関しては、第131回会議

(2010年11月) において議論が行わ れているが、そこで検討されている 代替案4及び5のグッド・ブック区 分においては、全存続期間予想損失 を期間配分する考え方が採用されて いる。

今回は、代替案4及び5のグッド・ ブック区分で採用されている全存続 期間予想損失を期間配分する考え方 に関連して、①配分方法を指定すべ きかどうか (例えば、年金法 (annuity approach) や定額法 (straightline method)) 及び②配分方法に割 引率を用いるときの実務への配慮に 関して議論が行われた。

# ① 全存続期間予想損失の配分方法 の特定の是非

期間比例アプローチの下で考えら れる期間配分方法には次の3つがあ り、これらのいずれか又はいくつか を配分方法として指定すべきかどう かが議論された。

非割引予想損失の定額法

- 割引予想損失の定額法
- 年金法

議論では、実務的に一番負担の少 ないのは「非割引予想損失の定額法」 であることが理解されたものの、割 引率を用いた「割引予想損失の定額 法」や「年金法」も、より高度な管 理を行っている銀行では利用できる ようにすべきであるといった検討が 行われた。

#### ② 割引率

配分方法に割引率を用いるときに、 実務の負担への配慮から、割引率と して、リスク・フリー金利とIAS第 39号に基づいて計算される実効金利 との間の金利を用いることを許容す べきかどうかが議論された。

# (3) グッド・ブックとバッド・ブッ クの判定規準

オープン・ポートフォリオにおけ る全存続期間予想損失の認識のタイ ミングに関連して、ポートフォリオ をグッド・ブックとバッド・ブック

に分け、前者に対しては、ある配分 方法に基づいて全存続期間予想損失 の認識を行うが、後者に対しては、 回収が見込まれない金額(予想損失) を即時に認識することが提案されて いる。このため、両者を区分する判 定規準を明確にする必要がある。

今回、この判定規準として、次の 2つの代替案がスタッフから提示さ れ、検討が行われた。

- (a) 代替案1:期日を90日以上超過 している又は回収が見込まれない 貸出金をバッド・ブックとする。
- (b) 代替案 2:企業の内部信用リス ク管理システムで採用されている 区分に依拠してバッド・ブックを 決定する。

議論では、代替案2が適切である との意見が示された。さらに、バッ ド・ブックの目的を明確にし、原則 ベースのガイダンスを提供する可能 性についても議論された。

# 第133回臨時会議(2010年12月3日)

### IASB会議

# 法人所得税(IAS第12号の 部分改訂)

2010年9月に公表された公開草案 「繰延税金:基礎となる資産の回収 (Deferred Tax: Recovery of Underlying Assets)」に対して受領した75通 のコメントの分析が提示され、これ に基づいてコメントでの指摘事項の 検討が行われた。

議論の結果、公開草案での提案を 一部変更する暫定合意がなされた。 その結果、IAS第12号に対する改訂 は、次のようになる。

- (a) 「繰延税金負債及び繰延税金資 産の測定は、企業が資産及び負債 の簿価を回収又は決済すると予想 する方法に基づく税務上の帰結を 反映しなければならない」という IAS第12号の測定原則に対する例 外を導入する。
- (b) 例外は、IAS第40号(投資不動 産)の公正価値モデルを適用する 投資不動産(企業結合で当初公正 価値で測定され、その後、公正価 値モデルを用いて測定される投資

不動産を含む)に限定する。

- (c) 例外が適用されるときには、売 却によって回収が行われるという 仮定を用いて繰延税金負債又は繰 延税金資産を測定することが要求 される。
- (d) 上記の仮定は、資産が、経済的 耐用年数にわたって当該資産の有 する経済的便益を費消することを その目的とするビジネスモデルに 基づいて保有されている場合には、 覆すことができる。
- (e) 公正価値で測定される投資不動 産を解釈指針 (SIC) 第21号 「法人 所得税:再評価された非償却資産 の回収 (Income Taxes: Recovery

of Revalued Non-Depreciable Assets)」の範囲から除外する。

- (f) 改訂基準は、遡及適用する。
- (g) 2012年1月1日以降に開始する

事業年度から適用するが、早期適 用が許容される。

なお、今回で議論は終了したので、 スタッフに対して、基準化のための 作業に着手することが指示された。 その結果、最終改訂基準は、2010年 12月に公表された。

# 第134回臨時会議(2010年12月8日)

## IASBとFASBの合同会議

# 1 金融商品(償却原価及び 減損)

今回、2010年11月の通常会議での 議論に引き続き、予想損失を認識す るタイミングに関する次の3つの代 替案を理解するための議論が行われ た。また、今回、新たに、代替案4 の変形(代替案4プライム)の考え 方が、あるボードメンバーから提示 された(下記(d)参照)。

### (a) 代替案 2

貸出金の全存続期間の一部である 将来の短い期間に発生が予想される 減損を即時に認識するというアプロー チ。オープン・ポートフォリオの場 合、当期に認識すべき予想損失額は、 各期末のポートフォリオの残高に損 失率をかけて計算される。これによ り、当期に見込まれる予想損失(及 び過去の予想損失の変動)がすべて 当期で認識される。

### (b) 代替案 4

貸出金の全存続期間に予想される 損失を用い、グッド・ブックについ ては、期間比例アプローチに基づい て、加重平均存続期間にわたって予 想損失を認識するが、バッド・ブッ クについては、予想損失をその発生 した期に全額認識するアプローチ。

### (c) 代替案 5

代替案 4 と同じく、全存続期間に 予想される損失を用いるが、ポート フォリオに属する貸出金の一部を概 念的にサブ・ポートフォリオとして 分離し、その部分については、予想 損失の認識期間を期間比例アプロー チよりも短くすることによって、予 想損失の早期認識を行うアプローチ。

#### (d) 代替案 4 プライム

代替案 4 のグッド・ブックに適用 される期間比例アプローチに、新た に、期末から12か月の間に予想される損失を計算し、これと期間比例アプローチで計算される累積残高とを比較し、高い方をグッド・ブックに対する貸倒引当金の金額として認識するというプロセスを追加する。これは、将来、12か月間の予想損失をグッド・ブックに対する貸倒引当金のフロアーとして設定するという意味があり、貸出の初期に減損が認識が遅れないようにするための対応である。

議論では、代替案 4 プライムに対する支持が多かったが、スタッフに対して、12か月といった明示的な数字を示すのに代えて、予想期間を決定するための原則を開発するよう指示がなされた。さらに、これらの代替案について、関係者から実務での適用上の問題点に関して事情聴取することも指示された。

# 第135回会議(2010年12月13日から17日まで)

### IASB会議

# 金融商品(償却原価及び 減損)

今回は、①新たな再公開草案の範囲、②コミットメントと金融保証の

取扱い及び③表示と開示について議論が行われた。今回の議論で再公開のための議論が終了したので、スタッフに対して、起草を始めることが指示された。

### (1) 再公開草案の範囲

2010年12月1日の議論を受けて、 減損に関する再公開草案の範囲に関する議論が行われた。なお、ここでは、「再公開草案」と記述しているが、後述のとおり、意見を求める範囲がオープン・ポートフォリオなどに限定されているため、再公開の形

式が再公開草案とは異なり、2009年 11月に公表された公開草案「金融商 品:償却原価及び減損」に対する補 足の公開資料となる可能性がある。 議論の結果、次の点が暫定的に合 意された。

- (a) 短期売掛債権については、収益 認識の公開草案において、その当 初認識時に減損を収益から控除す るという提案がなされており、収 益認識プロジェクトでの結論を待っ て、本プロジェクトで検討すべき との考え方から、再公開草案の範 囲から除外する。
- (b) 再公開草案の範囲は、オープン・ ポートフォリオに含まれる金融資 産に関する問題に限定するが、こ の考え方をクローズド・ポートフォ リオや単一の金融商品にも適用す べきかどうかについても、意見を 求めることとする。
- (c) グッド・ブックにおける全存続 期間予想損失の認識のための配分 方法として、年金法 (annuity approach) や定額法 (straight-line method) があるが、最終基準では、 配分方法を特定すべきかどうかに ついてコメント求めることとする。 なお、定額法には、割引を行う方 法と行わない方法の2つが含まれ る(第132回臨時会議の議論を参 照)。また、配分方法に割引率を 用いる際に、実務の負担への配慮 から、割引率として、リスク・フ リー金利とIAS第39号で規定する 実効金利との間の金利を用いるこ とを許容すべきかどうかに関して も、コメントを求めることとする。
- (d) 貸出金をグッド・ブックとバッ ド・ブックに区分する規準は、企 業の内部信用リスク管理システム で採用されている区分に依拠する

とともに、バッド・ブック区分を 設ける目的を明確にする。

- (2) コミットメントと金融保証の取扱い ここでは、現在、金融商品の減損 モデルの対象となっていない次のよ うなコミットメント及び金融保証を 減損モデルの対象に含めるべきかど うかに関して議論が行われた。
- IAS第39号から範囲除外され、 IAS第37号の対象となっているロー ン・コミットメント。
- 市場金利より低い金利で貸付を 行うことを約束しているコミット メント(IAS第39号の対象である が、減損の認識に関してはIAS第 37号が適用される)。
- 企業がIFRS第4号(保険契約) を適用することを選択している金 融保証。

議論の結果、次の点が暫定的に合 意された。

- (a) 公正価値で測定されていないロー ン・コミットメントを最終基準に 含めるべきかどうかに関して再公 開草案で質問を行い、意見を聞く こととする。
- (b) 多くの金融保証は、現在、IAS 第39号の対象範囲に含まれるが、 保険契約の公開草案では、金融保 証を保険契約のIFRSが取り扱う こととしている。このため、再公 開草案で金融保証に関して改訂を 行うと、その後、保険契約プロジェ クトが確定する段階で、再度、会 計処理が変更となる可能性がある ことから、今回は、金融保証を再 公開草案には含めないこととする。 しかし、本プロジェクトでの減損 の議論が金融保証にどのような影 響を及ぼすかに関して再公開草案 で記述を行うとともに、保険契約 プロジェクトとの関係などの説明

を行う。

### (3) 表示及び開示

オープン・ポートフォリオに対す る予想損失の認識モデルに基づき、 下記の開示を求めることが暫定的に 合意された。

- (a) 包括利益計算書では、IAS第39 号に基づいて算定される実効金利 に基づいて受取利息を表示すると ともに、減損は、別建てで表示す る。
- (b) IFRS第7号(金融商品:開示) で示されている信用リスクの開示 に関する原則の下で適切と考えら れる分解表示の水準に関する新た なガイダンスを示す設例を、再公 開草案の中に含める。
- (c) 提案されている開示は、同一期 間の財務諸表で利用者が同時に入 手することができる他の資料を参 照することで対応することができ るようにする。
- (d) 貸倒引当金に関して、企業は、 次の事項を開示しなければならな (1)
  - グッド・ブックとバッド・ブッ クに関する貸倒引当金について、 別々の調整表。
  - グッド・ブックにおいて、翌 期における予想損失が、貸倒引 当金の期間比例アプローチによ る配分残高より大きい場合には、 追加引当額。
  - バッド・ブックに含まれる貸 出金の名目金額の調整表。
- (e) グッド・ブックに関して、過去 5年間の次の情報を、表形式で開 示することを求める。
  - 当初の予想損失。
  - 名目金額残高。
  - 期間比例アプローチに基づく 配分による貸倒引当金残高。

- (もし該当すれば)フロアー に到達するために引き当てた金額。
- (f) 特定のポートフォリオ又は地域 が損益に重要な影響を与えている 場合には、企業は、損益の質的及 び量的分析を開示しなければなら ない。
- (g) 信用リスク管理及びグッド・ブックとバッド・ブックの間の区分に関して、次の開示が要求される。
  - グッド・ブックとバッド・ブックで貸出金がどのように管理されているかに関する質的な分析。
  - グッド・ブックからバッド・ ブックへ振り替えるための規準。
  - ・ 企業が内部信用格付システム を用いているバッド・ブックに ついては、当該内部信用格付シ ステムに関する情報。
  - 内部格付のグレードがどのように両ブックに付与されているか。
- (h) 企業は、異なる信用グレードで 予想損失がどのように処理されて いるかについて分かるようにする ために、(内部で用いているグレー ドの数を超えない) 十分な数の信 用格付グレードにわたって名目金 額及び予想損失(全存続期間予想 損失及び翌期に発生すると見込ま れる信用損失の両方)に関する情 報を開示しなければならない。最 低限、企業は、グッド・ブックと バッド・ブックを区分しなければ ならない。
- (i) 全存続期間予想損失及び翌期に 発生すると見込まれる信用損失に 関して、次の情報が開示されなけ ればならない。
  - インプットのベース及び信用 損失を決定するために用いた予

測技法。

- 見積りの変更及びその理由についての説明。
- 予測技法の変更及びその理由 についての説明。
- (j) 予想損失と実績との比較の開示に当たって、企業がバック・テスティングを行っている場合には、実績と従前の予想損失とを比較する量的分析を示さなければならない。ある場合には、質的説明が要求される。企業がバック・テスティングを行っていない場合には、実績と従前の予想損失に関する質的分析を開示しなければならない。
- (k) グッド・ブックからバッド・ブックへの振替えの表示に関連して、バッド・ブックに振り替えられた貸出金に対応する貸倒引当金を、グッド・ブックからバッド・ブックへ振り替える。
- (I) 用いた仮定の感応度 (sensitivity) に関する開示は求めない。

# 2 退職後給付

今回は、2010年4月に公表した公開草案(確定給付制度)に対して受領したコメントの分析及びそれらを踏まえた意思決定がなされた。今回検討されたのは、①縮小(curtailment)と清算(settlement)、②複数事業主制度(multi-employer plans)及び③その他の3つであった。ここでは、①及び③について解説を行う。

### (1) 縮小と清算

2010年11月までに、次の点が暫定 合意されている。

制度資産の公正価値及び確定給付債務の変動のすべてを、勤務費用、財務費用及び再測定構成要素に分解し、勤務費用及び財務費用

を当期純利益で表示する。

- ・ 勤務費用を測定するために用い た仮定の変動による損益は、勤務 費用から除き、再測定に含める。
- ・ 再測定構成要素は、当期純利益 又はOCIのいずれかで表示するこ とを認める。

ここでは、これを受けて、次の 損益をどこで表示するかに関して 議論が行われた。特に、下記損益 は相互に重複する部分があるため、 これらを整理した上で、表示をど のように行うかが議論された。

- ・ 制度改訂から生じる過去勤務費 用(公開草案では、権利が未確定 の過去勤務費用は、制度改訂時に 即時に損益として認識することが 提案されており、これにより、制 度改訂によって生じる過去勤務費 用は、すべて即時に損益として認 識される)。
- ・ 縮小から生じる損益。
- 清算から生じる損益。
- ① 縮小から生じる損益

現行IAS第19号では、縮小は、次 の2つの場合に生じるとされている (第111項)。

- (a) 確定給付制度の対象となっている従業員の数の重要な削減を行う場合。
- (b) 現在の従業員による将来の勤務 の重要な要素が給付に適格となら ないか、又は、減額された給付に しか適格でないように制度の条件 を変更する場合。

また、過去勤務費用は、「企業が 過去の勤務に給付を帰属させる確定 給付制度を導入するとき又は既存の 確定給付制度の下で支払うべき給付 を変更するときに発生する」(第97 項)とされている。また、過去勤務 費用は、正又は負のいずれにもなる とされている(第7項)。

議論では、縮小は、過去勤務費用 又は数理計算上の差異に分解するこ とが可能なので、縮小という概念を 維持することが必要かどうかが検討 された。すなわち、上記(b)は、将来 認識される費用に関連する(将来、 勤務が提供されて初めて費用として 認識される) ので、制度変更が発生 した期では認識されることはなく、 また、上記(a)は、過去の勤務に影響 する場合には過去勤務費用として、 また、従業員数の見積りと実績の差 であれば数理計算上の差異として認 識することができるからである。し かし、縮小による従業員の重要な削 減は、企業の意思によるものであり、 従業員の意思による退職に関連する 数理計算上の差異とは区別すべきで あるとの判断から、スタッフからは、 縮小という概念を上記(a)の場合のみ に限定し、上記(b)は、縮小の定義か ら除くべきであるという提案がなさ れた。

議論の結果、縮小の定義を変更し、 確定給付制度の対象となっている従 業員の数の重要な削減に限定するこ とが暫定的に合意された。これによっ て、縮小の定義には、将来の勤務に 対する給付の削減に関連する損益は 含まれないこととなる。しかし、将 来勤務の変動は、予測単位積立方式 による将来の給付の各年への配分が 定額的に行われていることから、将 来の勤務による給付の削減が全体の 給付額に影響し、結果として、過去 勤務に属する給付の変動に影響する 場合があり、その場合には、過去勤 務費用が生じることがある。

### ② 清算から生じる損益

公開草案では、再測定は、企業が、 確定給付制度の下で提供される一部

又はすべての給付に対するすべての さらなる法的又は推定的債務を消滅 させる取引(清算)を締結するとき に生じる損益を含む、とされている (第119D項)。そして、再測定は、 OCIで表示しなければならないとさ れている。この清算の定義では、縮 小による損益及び過去勤務費用が含 まれる場合が生じてしまうというコ メントでの指摘があった。このため、 清算の定義から縮小及び過去勤務費 用を除くことが、スタッフから提案 された。

また、公開草案の非通常清算 (nonroutine settlement) の定義では、 「非通常清算は、確定給付制度の下 で提供される一部又はすべての給付 に対するすべてのさらなる法的又は 推定的債務を消滅させる取引(従業 員に対する又は従業員に代わっての 給付の通常の支払いを除く)である。」 と記述されている(第7項)。しか し、この記述では、確定給付制度の 条件に基づく給付の支払い(通常決 済 (routine settlement)) が、非通 常清算から除外されることが明確で ないとのコメントがあり、スタッフ から、この点を明確にする定義の変 更が提案された。

議論の結果、清算の定義を変更し、 縮小及び過去勤務費用に影響を与え る制度改訂を除外することが暫定的 に合意された。さらに、非通常清算 (non-routine) の定義を変更し、制 度の条件に従った給付の支払いを除 外することも暫定的に合意された。

### ③ その他の暫定合意

上記のほか、議論の結果、財務諸 表での表示及び開示に関して、次の 点が暫定的に合意された。

(a) 過去勤務費用及び縮小及び非通 常清算を勤務費用構成要素として 表示する。

- (b) 通常清算から生じる損益は、再 測定構成要素として表示する。
- (c) 過去勤務費用、縮小及び非通常 清算に関する公開草案での提案 (各構成要素に分けて認識する) を確認する。ただし、これらの要 素が同時に発生し、同一の構成要 素として表示されているときには、 これらへの区分を求めない。

### (2) その他

上記のほか、次の点が暫定的に合 意又は確認された。

- (a) 実務的な理由から、制度の管理 費用は、発生時に費用処理をする。 なお、この処理について、従業員 給付ワーキンググループからの意 見を入手することがスタッフに指 示された。
- (b) 確定給付制度が支払う税金に対 する公開草案での提案を確認する。 公開草案では、制度資産のリター ンから、報告日以前の勤務の拠出、 又は、当該勤務に起因する便益に 対する税金以外の確定給付制度自 身の税金を控除することを求めて いる。また、報告日以前の勤務の 拠出、又は、当該勤務に起因する 便益に対する税金の現在価値は、 確定給付債務の見積りに含めるこ とが明確化されている。
- (c) 死亡率 (mortality) の仮定には、 死亡率の変動に関する現在の見積 りが含まれることを明確化した公 開草案での提案を確認する。
- (d) 解釈指針第14号(IAS第19号-確定給付資産に対する制限、最低 積立要件及びそれらの相互関係 (IAS19- The Limit on a Defined Benefit Asset, Minimum Funding Requirements and their Interaction)) をIAS第19号に組み込むと

いう公開草案の提案を取り下げる。 (e) 確定給付制度債務の現在価値を 計算するために、企業は、制度の 給付算定式に基づいて勤務期間に 給付を帰属させる必要があるが、 後年の年度における従業員の勤務 が、初期の年度より著しく高い水 準の給付の場合には、定額法を用 いて給付の期間帰属を決定しなけ ればならない(第67項)。公開草案 では、後年の年度における従業員 の勤務が、初期の年度より著しく 高い水準の給付かどうかの判断に 当たり、将来の給与の上昇を考慮 しなければならない点を明確にしているが、この提案を取り下げる。

- (f) 公開草案では、中間財務報告に 関しては、何の改訂も提案してい ない。コメントでは、確定給付資 産及び負債の再測定を中間財務報 告時でも行うかどうかを明示すべ きとのコメントがあったが、中間 財務報告に関しては新たな対応は 行わない。
- (g) 国や地方政府等により設定された又は企業グループ内で設定されている確定給付制度に関する公開草案の提案を確認する。

### IASBとFASBの合同会議

# 1 金融商品(償却原価及び 減損)

2010年12月8日の臨時会議において、予想損失を認識するタイミングに関する代替案のうち、代替案4プライムに対する支持が多かったので、スタッフに対して、このモデルが、実務上、適用可能であるかどうかに関して関係者から事情聴取することが指示されていた。

代替案 4 プライムは、代替案 4 の グッド・ブックに適用される期間比 例アプローチ(加重平均存続期間に わたって予想損失を認識する)に、 新たに、期末から12か月の間に予想 される損失を計算し、これと期間比 例アプローチで計算される累積で とを比較し、高い方をグッド・ とを比較し、高い方をグッド・ のに対する貸倒引当金の金額は、将ックに対する貸倒引当金のフロアと して設定するという意味がある。 方、バッド・ブックについては、予 想損失をその発生した期に全額認識 する。

今回、関係者からの反応について、 スタッフから報告がなされ、それに 基づいて、代替案 4 プライムに関す る議論が行われた。

議論の結果、グッド・ブックに適用されるフロアーに対して、次のような変更を行うことが暫定的に合意された。

「期末から12か月の間に予想される損失」とあるのを「信頼性をもって予測できる期間で12か月を下回らない期間にわたって予想される損失」に改める。

IASBとFASBは、今回合意された 改訂代替案 4 プライムに基づいて関 係者の意見を求めるために、「意見 募集(Request for Views)」(再公開 草案とはしない)を公表することに 合意し、スタッフに公表へ向けた作 業に着手することが指示された。補 足文書は、2011年 1 月に公表される 予定である。

### 全融資産と金融負債の相殺 (マスター・ネッティング 契約)

今回は、①二者間又は複数の相殺 契約、②経過措置及び③開示の3点 について議論が行われた。なお、今 回で議論が終了したので、スタッフ に対して、公開草案の準備に入るよ う指示がなされた。

### (1) 二者間又は複数の相殺契約

相殺は、二者間のみの相殺契約に 限定すべきか、又は、複数の相殺契 約の場合にも相殺が可能かに関して 議論が行われた。

議論の結果、IASB及びFASBは、 複数の相殺契約の場合を除外する理 由がないことから、相殺のための条 件を満たす限り、相殺権が二者間の 相殺契約から生じたか、又は、複数 の相殺契約から生じたかを問わず、 企業には相殺を強制すべきであると いうことに暫定的に合意した。なお、 相殺のための条件は、2010年11月の 通常会議で議論され、次の内容が暫 定合意されている。

- 相殺に関する無条件の権利及び 意図があること。
- 無条件の相殺権は、すべての状況において強制されるものであること。

### (2) 経過措置

経過措置として、遡及適用と発効 日以降、将来に向かって適用する方 法とが検討された。

議論の結果、IASB及びFASBは、 比較可能性を低下させないために、 遡及適用を求めることに暫定的に合 意した。

### (3) 開示

IASB及びFASBは、相殺に関して、 次の開示を求めることに暫定的に合 意した。

企業は、相殺の対象となっている 金融資産及び金融負債、関連する契 約(例えば、担保契約)及びこれら の契約が企業のエクスポージャー純 額に与える影響に関する情報を、金 融商品のカテゴリーごとに提供しな ければならない。このような情報に は、次のものが含まれる。

- (a) 簿価総額(財政状態計算書で相 殺される金額及びその他の保全要 素を考慮する前のもの)
- (b) 次の事項を区分して
  - 財政状態計算書上での簿価を 決定するために相殺規準を満た

し、相殺できる金額

- ・ 財政状態計算書で報告される 簿価純額
- (c) 財政状態計算書上で報告されて いる簿価純額のうち、条件付かつ 法的に強制可能な相殺権によって カバーされている部分
  - (d) 次の担保の種類ごとに区分して
    - ・ 資産及び負債に関連して、担 保として取得、又は、差し入れ られている現金の金額
    - ・ 担保として差し入れられてい るその他の金融商品の簿価
    - 担保として受領しているその

他の金融商品の公正価値

(e) 上記(b)から(d)を考慮した後のエ クスポージャー純額

これらの情報は、他の形式がより 適切でない限り、単一の注記かつ表 形式で表示しなければならない。ま た、金融資産及び金融負債は、区分 して開示しなければならない。また、 企業は、相殺契約の性質についての 記述を提供しなければならない。



教材コード J020619 CPE 研修コード 210301 履修単位 2単位